

## ⑧ 豊臣秀吉書状

〔天正一五年（一五八七）

徳川中納言（家康）

宛〕

駿州江被相越

大儀候、早々可申遣

処、九州面出馬之

儀付而延引候、次

小笠原并真田

両人事召上、対

其方可随心之旨

被仰聞、則酒井左衛門尉

申含、伊藤大郎左衛門尉

相添遣候条、被得

其意、入魂簡要候、

随而関東無事之儀、

条々左衛門尉仁被仰含候、

是又急度北条へ

可被相進候、留主中

五月以前二可被相極

儀尤候、猶兩人可

申候也、

二月廿四日 秀吉（花押）

徳川中納言殿

読み

駿州へ相い越され大儀に候、早々申し遣わすべき処、九州面へ出馬の儀に付いて延引し候、次小笠原并真田両人事召上、その方に対して随心すべきの旨仰せ聞かされ、則ち酒井左衛門尉申し含み、伊藤大郎左衛門尉相い添え遣わし候条、其意を得られ、入魂簡要に候、随て関東無事の儀を条々左衛門尉ニ仰せ含められ候、是又急度北条へ相い進らすべく候、留主中五月以前に相い極めらるべきの儀もつとも候、猶兩人申すべき候也、

二月廿四日 秀吉(花押)

徳川中納言殿

内容

(徳川中納言(家康)が) 駿府へ到着したことはご苦勞でした。早々に書状を出すところ、九州への出馬の件(準備)で遅れてしまいました。小笠原と真田両人のこと、召し上げてそちらに従うように命じました。酒井左衛門尉にそのことを申し含み、伊藤大郎左衛門尉を添えて遣わしましたので、その意をくみとって仲良くすることが大事です。さて、関東の和平のことについて色々と(酒井)左衛門尉に申し含めましたので、すぐに北条方へ伝えてください。自分が(九州に出陣している)留守中の五月までに決着してください。兩人(酒井と伊藤)がこのようなことを申します。